薬局機能情報 入力の留意点

	八田元二日	STATE H
	公開項目名	留意点
1	施設の名称	薬局の名称。許可証と同じ表記
2	施設フリガナ	全角カタカナ
3	施設英字表記	半角英数字
4	施設検索フリガナ	全角カタカナ
5	施設開設者	薬局の開設者。薬局の開設者の氏名。許可証と同じ表記。
6	施設管理者	薬局の管理者。薬局の管理者の氏名とする。許可申請書又は変更
		届書と同じ表記。
7	郵便番号	薬局の所在地。許可証と同じ表記。薬局開設の許可証にビル名や
	市町村+地名	部屋番号等が表記されていない場合であっても、付記することは
	番地+マンション	差し支えない。
	名など	
8	住所フリガナ	薬局所在地のフリガナ。全角カタカナ。地番についてはフリガナ
		不要。
9	住所英字表記	英語での表記は次の方法を基本とする。
		記載順:フロア(部屋番号)、ビル名、地番 町名、区市町村名
		 記載方法:単語の1文字目は大文字で表記し、2文字目以降は小
		文字で表記する。
		単語間は「,」でつなぐ。 「Building」は「Bld.」と、「Floor」
		は「F1.」と、「Room」は「Rm.」と略記可能である。
10	案内用電話番号	通常の営業日の営業時間内において連絡が可能な電話番号。
11	ファクシミリ番号	通常の営業日の営業時間内において連絡が可能なファクシミリ番
		号。
12	診療科目、診療日	新規ボタンより入力。
	時、外来受付時間	診療科目は「薬局」を選択。健康サポート薬局の届出を行ってい
		る場合は、「健康サポート薬局」を選択。
		あとの()には、年末年始等の特別な時期における休業日等、
		毎年必ず特別に休業する日があれば入力する。
		例:祝祭日、12/31~1/3、旧盆(7/15) は休
		診療日時に、営業日及び営業時間について、表の該当する曜日ご
		とに通常の営業時間(処方せん応需時間)を24時間表記で入力す
		る。入力されていない曜日については、休業日とみなす。
		例1:9時から18時まで営業している場合
		午前 9:00から
	<u> </u>	

		午後 18:00
		午前 9:00から13:00
		午後 15:00から18:00
		例3:第2水曜日が休みの場合
		水 (笠)
		午前 9:00から (第2週は休)
		午後 18:00 (第2週は休)
		表示1,2,3は「午前」「午後」「夜間」をそれぞれ変更する
		場合に入力。
10		外来受付時間は、空欄とする。
13	開店時間外で相談	開店時間外に電話等による相談対応が出来る場合はその時間を入 + + + z
	できる時間	力する。
1.4	いけず様本日の翌	例:月~金 18:00~20:00
14	地域連携薬局の認	地域連携薬局の認定を受けている場合は「あり」とし、それ以外
1.5	定の有無	の場合は「なし」とすること。
15	専門医療機関連携	地域連携薬局の認定を受けている場合は「あり」とし、 それ以外
	薬局の認定の有無	の場合は「なし」とすること。
1.0	及び認定の区分	
16	施設までの主な利	薬局までの利用交通手段のうち、主な手段を入力する。 公共交通
	用交通手段	機関を利用する場合とし、最寄り駅・停留所の名称及び当該駅や
1.7	大型の野土田	停留所からの徒歩による所要時間等を含む。
17	施設の駐車場	薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場がある場合には
		「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。「あり」の場
		合は、有料・無料の別を入力する。
		駐車場が「なし」の場合であって、最寄りに駐車場がある場合は、 有料・無料の別が分かるように入力する。
1.0	案内用ホームペー	駐車台数は、患者等が駐車可能な普通乗用車の台数を記入する。 薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページ
18	ジアドレス	※ 同においてホームページを開設している場合は、ホームページ アドレスを入力する。ただし、薬局の従業者個人のホームページ
		ンドレスを八刀する。たたし、桑周の促棄有個人のホームペーシー など、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供するUR
		はこ、楽向機能に関する情報以外の内容を主こして促展するUR Lは含まない。同一のホームページに複数の薬局の情報が含まれ
		る場合は、各薬局の情報が直接、閲覧できるURLを入力するよ う配慮する。
		プロ思りる。 ホームページを開設していない場合は、空欄とする。
19	案内用電子メール	患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メール
19	スドレス アドレス	アドレスを薬局において有しており、当該電子メールアドレスに
		よる対応を行う場合は、その電子メールアドレスとする。
		よる/ハァルで11 /勿口は、てい电1/ /// // トレハこりる。

	T	,
		ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレスや、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは含まれない。メールアドレスがない場合及びメールによる相談等の対応を行わな
		い場合は空欄とする。
20	健康サポート薬局	「健康サポート薬局」に該当する場合は「あり」とし、該当しな
	である旨の表示	い場合は「なし」又は空欄とする。なお、健康サポート薬局の表
		示を行う場合は、事前に健康サポート薬局である旨の届出を行う
		必要がある。
21	相談に対する対応	処方せん応需義務として行う場合の他、服薬、介護、育児、生活
	の可否	習慣病、禁煙相談、誤飲・誤食による中毒相談等の相談対応化可
0.0	七秋号の1巻	能な場合は「あり」とし、対応不可の場合は「なし」とする。
22	相談員の人数	半角数字を入力。
23	 薬剤師不在時間の	 薬局開設許可申請時又は変更届において、薬剤師不在時間「有」
	有無	と届出をした場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」と
		する。
24	対応することがで	該当項目を選択。 (複数選択の場合はCtrl+クリックにて選択)
	きる外国語の種類	いずれの外国語にも対応ができない場合は、空欄とする。
25	障害者に対する対	該当項目を選択。
	応	
26	車椅子利用者に対	該当項目を選択。
	する対応	
27	受動喫煙を防止す	該当項目を選択。
200	るための措置	版 14 14 15 17 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12
28	医療保険の取扱い	取り扱う保険名を入力。 例:健康保険、国民健康保険、共済組合
29	公費負担の取扱い	取り扱う公費負担名を入力。
25	五貫気圧の状成す	例:結核医療、原爆医療、労災医療
30	クレジットカード	該当項目を選択。
	による料金の支払	
	いの可否	
31	認定薬剤師の種類	認定薬剤師とは、中立的かつ公共性のある団体(公益社団法人
	及び人数(薬)	薬剤師認定制度認証機構等)により認証を受けた制度、又はそれ
		らと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。人数は、認
		定薬剤師の種類のあとに(名)と入力する。
		なお、公的な機関から任命されていても、保護司、麻薬乱用防止
	the day of the state of	指導員等は認定薬剤師とは見なさない。
32	健康サポート薬局	健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局

	に係る研修を修了	に係る研修を修了した薬剤師の人数(常勤・非常勤を問わない。)
	した薬剤師の人数	を半角数字で入力。ただし、研修修了証の有効期限が切れている
		場合は人数に含まない。
33	無菌製剤処理に係	中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調製に関し、無菌
	る調剤の実施の可	製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を社会保険事務
	否	局に届け出ている場合は「可」とし、それ以外の場合は「不可」
		とする。
34	一包化薬に係る調	一包化調剤が可能な場合は「可」とする。それ以外の場合は、原
	剤の実施の可否	則「不可」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する
		場合においては「可」と入力して差し支えない。
35	麻薬に係る調剤の	麻薬小売業者免許を有し、麻薬調剤が可能な場合に「可」とし、
	実施の可否	それ以外の場合は「不可」とする。
36	浸煎せん薬及び湯	生薬(漢方を含む。)の浸煎薬及び湯薬を調剤することができる
	薬に係る調剤の実	場合に「可」とし、それ以外の場合は「不可」とする。
	施の可否	
37	薬局製剤実施の可	薬局製造販売医薬品(薬局製剤)の製造販売業許可を取得し、か
	否	つ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に
		関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する
		医薬品の有効成分の一部を改正する件について」(平成27年3月
		31日付け薬食発0331第1号厚生労働省医薬食品局長通知)別紙1
		の品目のいずれかに関し製造販売承認を受けている場合に「可」
		とし、それ以外の場合(別紙2の品目についての製造販売の届出
		を行っている場合を含む。)は「不可」とする。
38	医療を受ける者の	医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処
	居宅等において行	方せんにより調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導
	う調剤業務の実施	を行う旨を社会保険事務局に届出を行っている場合に「可」とし、
	の可否	それ以外の場合は「不可」とする。
39	薬剤服用歴管理の	薬剤服用歴(以下「薬歴」という。)を管理している場合は「あ
	実施の有無	り」とし、それ以外の場合は「なし」とする。なお、薬歴の管理
		方法については、電子化の有無を問わない。
40	電磁的記録による	薬歴の管理について電子化を実施している場合は「あり」とし、
	薬剤服用歴管理の	それ以外の場合は「なし」とする。
	実施の有無	
41	薬剤情報を記載す	調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服
	るための手帳の交	用に際して注意すべき事項を記載する手帳(いわゆる「お薬手帳」)
	付の可否	の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、そ
		れ以外の場合は「不可」とする。
42	薬剤情報を電磁的	「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11

	記録により記載す るための手帳を所	月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務
	持する者の対応の	課長通知) の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する 体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべ
	可否	き事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」
		とし、それ以外の場合は「不可」とする。
43	プレアボイド事例	薬局における副作用等の健康被害の回避症例等を収集し、当該情
	の把握・収集に関	報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組を行っている場
	する取組の有無	合は「あり」とし、それ以外は「なし」とする。
		薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加
		薬局」として登録を行い、疑義照会により処方変更がなされた結
		果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防
		止するに至った事例を報告した場合も「あり」としてよい。
44	プロトコルに基づ	PBPMとは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意し
	いた薬物治療管理	たプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務」であり、
	(PBPM) の取組の	医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することで
	有無	薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施し
		ている場合は「あり」とし、それ以外は「なし」とする。
45	地域医療情報ネッ	薬局が所在する地域に地域医療情報ネットワークがある場合に、
	トワークへの参加	そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理
	の有無	の向上に取り組んでいる場合は「あり」とし、それ以外の場合は
	Newtonia Idales N. II	「なし」とする。
46	退院時の情報を共	医療機関の医師又は薬剤部や地域医療(連携)室等との連携によ
	有する体制の有無	り、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体
4.7	立みないになった	制がある場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
47	受診勧奨に係る情	薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり
	報等を医療機関に	取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意な得ないで、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の情報なる立まにより医療機
	提供する体制の有 無	用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関(医師)に提供する体制がある提合は「なり」とし、るればめ
	////	関(医師)に提供する体制がある場合は「あり」とし、それ以外 の場合は「なし」とする。
48	地域住民への啓発	の場面は「なし」とする。 啓発活動への有無については、地域住民に対して、地区薬剤師会
40	活動への参加の有	存光活動への有無にういては、地域住民に対して、地区案所能会 等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性
	無	等に関する講習会、学校教育等の啓発活動に参加等している場合
	<i>711</i> 7	については「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
49	 施設の人員配置	薬局の薬剤師数を入力。その他の従事者(医師等)は空欄とする。
13	医療従事者の人数	スパッ・末月3月39年395日 (1971日) 1971日 19
50	副作用等に係る報	 報告期日の前年1年間に、法第68 条の10 第2項に基づく副作用
	告の実施件数	等の報告を実施した延べ件数を記載する。
51	医療安全対策に係	薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集

	る事業への参加の	に参加している場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」
	有無	とする。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」とし
	, H <u>w</u>	こりる。なね、ヨぬ事業への参加に除しては、「参加案別」とし て登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報
		を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努め
		ること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の
		彼康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至
		では、 では、 では、 できる した
52	情報開示に関する	調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人からの求めに
32	窓口の有無又は体	基づいて情報開示する場合には「可」とし、それ以外の場合は「不
	制の有無人は体	一一 とする。
53	症例を検討するた	薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)
55	がを検討するた めの会議等の開催	衆歴、 版架相等等の実践に塞って 版架度寸 (コンプライアンス) の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とし
	の有無	の状況等の確認、指導的各の改善、相談対応等の改善を目的とし
	7月無	場合は「なし」とする。
		物面は「なし」とする。 なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1か月に1回程度とする。
54	処方せんを応需し	前年(1月1日から12月31日まで。年の途中で開局した場合は、
54		
	た者の数	開局時から12月31日まで。)に処方せんを応需した延べ処方せん
	医療な受けて老の	数の実数を入力する。
55	医療を受ける者の	在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の 前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施
	居宅等において行う調剤業務の実施	
	り調剤素務の美施 件数	した延べ件数を実数で入力する。
F.G.	性級 健康サポート薬局	却先期日の治年1年間に 一時転込む 「茶巳に係て玩修さを了」
56	健康リホート楽局 に係る研修を修了	報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加
	に保る研修を修了 した薬剤師が地域	に発用師が地域グラム議等の地域の多様性が参加する云議に参加 した回数を実数で入力する。
	ケア会議その他地	した回数を実数で八刀する。 また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数
	グノ云巌での他地	は含まない。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤
	公司指グノンヘノ ムの構築のための	は古まない。なお、健康リホート業局朝後を修りした複数の業別
	会議に参加した回	同型 日間 古職に参加した場合は、1回として計工すること。
	安職に参加した固	
57	患者の服薬状況等	報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の
	を医療機関に提供	求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合におい
	では、 した回数	て、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供
	01CE150	料に係る情報提供書等の文書により医療機関(医師)に提供した
		回数を実数で入力する。なお、服薬情報等提供料の算定
		の有無にかかわらず、報告して差し支えない。
58	患者満足度調査実	報告期日の前年1年間に薬局に来訪した患者又はその家族に対
	施の有無	し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査
	'AB < 기 기기	し、コや木内でたいノンノ しいすに因してノマノ 「すり脚耳」

	る調剤を当該薬局	第3項 第5号に基づき、当該薬局において無菌製剤処理に係る調
67	無菌製剤処理に係	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
		る。
	行った回数	第3項第 4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載す
66	麻薬に係る調剤を	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
	に提供した回数	
	る他の薬局開設者	
	場合に地域におけ	設者に提供した回数 を記載する。
	る医薬品を必要な	第3項第 3号に基づき、在庫として保管する医薬品を他の薬局開
65	在庫として保管す	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
	た回数	
	と連携して対応し	
	る他の薬局開設者	
		に調剤を行った回数 を記載する
	剤の求めがあった	第3項第 2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合
64	休日又は夜間に調	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
		を助向して情報旋供や指導を打い、その報告者を医療機関へ旋曲 して情報共有を行った回数を含む。)
	90	にぬヨりる回数を除いた報告及い連絡の回数を記載りる。(店七等 を訪問して情報提供や指導を行い、 その報告書を医療機関へ提出
	関がを共行した固数	おと 境界と 別に塞 りく報 日及 ひ連絡の りち、 八院及 ひ返院の 場合 に該当する回数を除いた報告及び連絡の回数を記載する。 (居宅等
სა	情報を共有した回	第2 項第2号に基づく報告及び連絡のうち、入院及び退院の場合
63	数 その他医療機関に	認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
	情報を共有した凹 数	
	に当該医療機関に 情報を共有した回	・シベルッの 勿口に11つに報口及い建裕の凹剱を正戦する。
	から退院する場合に当該医療機関に	第2 項第2号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関から退院する 場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。
62	利用者が医療機関	認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2
	報を共有した回数	初ウ (再本) 由建の治りよるの頃ます 左眼に、 相叫笠 10 々の0
	当該医療機関に情報を共有した回教	入院する場 合に行った報告及び連絡の回数を記載する。
	に入院する場合に	第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関に
61	利用者が医療機関	認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の 2
<u>.</u>	の人数	
	を修了した薬剤師	
	テムに関する研修	している薬剤師の人数を記載する。
60	地域包括ケアシス	地域包括ケアシステムに関する 研修を修了した常勤として勤務
00	神伝与セレフ、こ	する。
	果の提供の有無	を行っている場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」と
59	患者満足度調査結	調査結果について、薬局において閲覧できるようにする等、公表
	电光进口点型子件	を行った場合は「あり」とし、それ以外の場合は「なし」とする。
		お行った担合け「なり」した。これではの担合は「わし」しよっ

	において実施した	剤を行った回数 を記載する。
	回数	
68	無菌製剤処理に係	認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
	る調剤を他の薬局	第3項 第5号に基づき、規則第 11 条の8に規定する他の薬局の
	の無菌調剤室を利	無菌調剤室を利用して無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記
	用して実施した回	載する。
	数	
69	無菌製剤処理に係	認定(更新)申請の前月までの過去1年間に、当該薬局の利用者
	る調剤を他の薬局	から無 菌製剤処理に係る調剤の求めに対して、無菌製剤処理を実
	を紹介する等によ	施できる他の薬 局を紹介した回数を記載する。
	り実施した回数	
70	地域における他の	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の2
	医療提供施設に対	第3項 第 10 号に基づき、地域における他の医療提供施設に対し
	し医薬品の適正使	医薬品の適正使 用に関する情報を提供した回数を記載する
	用に関する情報を	
	提供した回数	
71	居宅等における調	認定 (更新) 申請の前月末での過去1年間に、規則第 10 条の2
	剤並びに情報の提	第4項 第1号の実績(居宅等を訪問して指導等を行った回数をい
	供及び薬学的知見	い、複数の利用 者が入居している施設を訪問した場合、同一人物
	に基づく指導を実	に対する同一日に訪問した場合は1回の実績とする。)を記載する
	施した回数	
72	傷病の区分「がん」	傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた常勤として勤務している
	の専門性の認定を	薬剤師 の人数を記載する。
	受けた薬剤師の人	
	数	
73	規則第10条の3第	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の3
	3項第2号に基づ	第3項 第2号に基づき、同項第1号の医療機関に情報を共有した
	き、同項第1号の	回数を記載する。
	医療機関に情報を	
	共有した回数	
74	休日又は夜間に調	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の3
	剤の求めがあった	第4項 第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあった場合
	場合に地域におけ	に調剤を行った 回数を記載する。
	る他の薬局開設者	
	と連携して対応し	
	た回数	
75	在庫として保管す	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の3
	る傷病の区分「が	第4項 第3号に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医
	I	

	ん」に関する医薬	薬品を他の薬局 開設者に提供した回数を記載する。
	品を、必要な場合	
	に地域における他	
	の薬局開設者に提	
	供した回数	
76	麻薬に係る調剤を	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の3
	行った回数	第4項 第4号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載す
		る。
77	地域における他の	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の3
	薬局開設者に対し	第4項 第9号に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷
	て傷病の区分ごと	病の区分ごとの 専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関
	の専門的な薬学的	する研修を行った回数を記載する。
	知見に基づく調剤	
	及び指導に関する	
	研修を行った回数	
78	地域における他の	認定 (更新) 申請の前月までの過去1年間に、規則第 10 条の3
	医療提供施設に対	第4項 第 10 号に基づき、地域における他の医療提供施設に対し
	して傷病の区分ご	て傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回
	との医薬品の適正	数を記載する。
	使用に関する情報	
	を提供した回数	
79	入力日付	半角数字で西暦/月/日を入力。初回入力後、情報の更新等を行っ
		た場合は、更新日を入力。例)1999/11/30
80	一般者診療の可否	薬局は「可」を選択する。
		·